

財務諸表等承認の適否に係る評価委員会意見(案)

1 財務諸表関係

区 分	項 目	事 務 局 確 認
法準拠性	提出期限は遵守されたか。	6月28日に提出済み。(期限は6月30日)
	必要な書類は全て提出されたか。	地独法、県規則、会計基準に示す書類がすべて提出されている。
	監事の監査報告書において、特に考慮すべき意見はないか。	承認にあたり、特に考慮すべき意見は記載されていない。
表示内容の適正性	記載すべき事項について、遺漏はないか。	遺漏なし。
	計数は整合しているか。	整合している。
	書類相互間における数値の整合性は取れているか。	書類間の整合性は取れている。

2 剰余金繰越関係

(1) 承認の適否にかかる視点

項 目	事 務 局 確 認
損失の処理が不要であるかどうか。	損失処理は不要。
中期計画全体の進捗状況は、「標準(B評価)」以上であるか。	中期計画全体の進捗状況は、「順調(A評価)」である。
年度計画の細項目別評価において、明らかな業務怠慢により「未達成(評点1)」となった項目がないか。	なし。

(2) 自己収入の増加及び経費の効率化に係る法人の具体的な取組

- ① 使用料・手数料等の増収、外部研究資金における直接・間接経費の確保とその活用
- ② 経費(光熱水費、消耗品費、旅費等)の節減
- ③ 欠員に対する非常勤代替職員を活用した県民サービスの維持

平成25年 月 日

山口県知事 山本 繁太郎 様

地方独立行政法人山口県産業技術センター
評価委員会委員長 三 浦 房 紀

意 見 書 (案)

平成25年7月4日付け平25新産業振興第176号により照会のありました地方独立行政法人山口県産業技術センターの24年度に係る財務諸表及び剰余金の繰越に関する地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 平成25年6月28日付け平25山産技第132号により地方独立行政法人山口県産業技術センターから山口県知事に対し承認申請があった財務諸表については、申請のとおり承認することが適当である。
- 2 平成25年6月28日付け平25山産技第133号により地方独立行政法人山口県産業技術センターから山口県知事に対し承認申請があった剰余金の繰越については、申請のとおり承認することが適当である。

【参考：剰余金処分の概念図】

